エコマーク商品類型 No.130

「家具 Version1.9」
認定基準書

―適用範囲―

総務省発行の日本標準商品分類に基づく「家具」のうち別表１に示す製品であって、木材および木質材料（エンジニアリングウッド）、プラスチック、繊維、紙、ガラス、金属のいずれかまたは複数の材料で構成されるもの（住宅の建築時などに、壁面や床などに直接施工するものは除く）。ただし、小付属（ねじ、ダボ、ボルト、蝶番などの製品の機能上必要な小さな部品）や接着剤、塗料など副資材の添加は認める。ローパーティション、コートハンガー、掲示板、ホワイトボードについても、本商品類型で取り扱う。なお、電気用品安全法にもとづく「特定電気用品以外の電気用品」のうち、「329 電灯付家具」および「330 コンセント付家具」に該当する製品は対象とするが、「331 その他の電気機械器具付家具」に該当する製品は対象外とする。

制 定 日　　2004 年 7 月 1 日
最新改定日　2014 年 4 月 1 日
有効期限　　2019 年 6 月 30 日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.131「家具 Version1.9」認定基準書

（公財）日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

経済産業省の家具生産統計表によると、2002 年で 23,492 千個の家具が国内で生産され、その生産額はおよそ 3,900 億円に達している。一方、価格競争力の強い、東南アジアを中心とした輸入家具の増加も顕著であり、財務省貿易統計によると、家具の輸入量は 2,700 億円を超えている。

家具は、木材や金属、プラスチックなど多種多様な材料を使用しており、材料の生産加工から部品製造、塗装、組み立てに至るまで多くの工程を経て造られているため、環境に対して様々な影響がある。近年では、家具から室内空気に放出される有害化学物質による健康への影響が懸念されている。また、家庭用の大型の家具は、ほとんどが廃棄時に国内各自治体で粗大ごみとして回収され、焼却ないし埋立処分されるなど、一般廃棄物として処分されており、リサイクルされているのはごく一部である。したがって、家具については、製品ライフサイクルの観点から、天然資源、枯渇性資源の使用をコントロールするだけでなく、製造段階での塗料、接着剤などの化学物質の使用、長期使用設計や使用後の廃棄・リサイクルにも配慮することが重要である。こうした状況を鑑みると、エコマークとして、様々な面で環境に配慮した家具を推奨し普及を図ることは、環境保全上の意義が大きい。

これまでの「家具」に関するエコマーク商品類型は、製品の長期使用による廃棄物排出の削減という観点から、1995 年 7 月に制定された商品類型№68「部品の交換修理の容易な事務用および学校用椅子」のみであり、家具全般を認定の対象とはしていない。№115「廃木材・間伐材・小径木などを使用した木製品」および№118「再生材料を使用したプラスチック製品」において一部の家具を対象としているものの、それらは製品を構成する「材料」に主眼を置いた認定基準であり、家具の機能面を評価するためには、長期使用・リサイクル容易設計など、家具の設計に関する観点も考慮することが望ましい。そこで、2000 年 11 月 2 日のエコマーク類型・基準制定委員会で新規商品類型として選定された「繰り返しリサイクルが可能な、繊維材料を使用したマットレス」に関する商品類型の設定に際して、この商品類型を取り込む形で、「家具」全般として認定基準を策定することとしたものである。同時に、№68「部品の交換修理の容易な事務用および学校用椅子」についても製品ライフサイクルの観点から総合的に見直しを行い、併せて、№115「廃木材・間伐材・小径木などを使用した木製品」および№118「再生材料を使用したプラスチック製品」において対象としている家具についても、本商品類型に整理・統合した。

2. 適用範囲

総務省発行の日本標準商品分類に基づく「家具」のうち別表 1 に示す製品であっ

て、木材および木質材料（エンジニアリングウッド)、プラスチック、繊維、紙、ガラス、金属のいずれかまたは複数の材料で構成されるもの（住宅の建築時などに、壁面や床などに直接施工するものは除く)。ただし、小付属（ねじ、ダボ、ボルト、蝶番などの製品の機能上必要な小さな部品）や接着剤、塗料など副資材の添加は認める。ローパーティション、コートハンガー、掲示板、ホワイトボードについても、本商品類型で取り扱う。なお、電気用品安全法にもとづく「特定電気用品以外の電気用品」のうち、「329 電灯付家具」および「330 コンセント付家具」に該当する製品は対象とするが、「331 その他の電気機械器具付家具」に該当する製品は対象外とする。

また申込製品は、認定基準に従い、次のいずれかに分類するものとする。

屋内家具…建物の内で使用する家具
屋外家具…建物の外（戸外）で使用する家具

3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。
処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
材料に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
紙に関する用語	
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。
古紙パルプ	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ。
市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社

	等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク）。 ・製紙工場又は事業者内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・前述の産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の各項に定めるものをいう。
原紙	製袋、塗布、含浸などの加工を施すために素地となる紙の総称。
木材に関する用語	
再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。
間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の固体密度を調節する作業により生産される木材。
廃木材	使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
建設発生木材	建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、群状択伐および帯状択伐によって産出された丸太から得られる小径材

天然林	厳密には人手の加わらない森林であるが、人為の影響を受けた森林でも、天然林化の方向にあり、将来ともその方向を求めていく森林も含めて天然林と呼ぶ。自然林も同じである。
天然生林	天然更新による自然に近い森林で、木材や林産物の供給などのための対象になり、更新補助作業や保育などの行われる森林。
人工林	苗木の植栽か播種などにより人為的に造成された森林。
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマ	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
ガラスに関する用語	
ガラスカレット利用率	製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、 ガラスカレット利用率＝再生材料／(一製品当たりの)全ガラス材料×100(%)とし、すべての材料は重量で表すものとする。
カレット	廃ガラスをガラス原料に再生処理（分別、異物除去など）したもの。
繊維に関する用語	
未利用繊維	コットンリンターおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。
反毛繊維	織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服など（ここでは裂き織りなどを含む）による反毛材からなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	ポストコンシューマ素材およびプレコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄された PET ボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品のポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマからなる繊維。

4. 認定の基準と証明方法

本認定基準書の巻末に添付されている付属証明書および記入表にもとづく証明書を、エコマーク商品認定・使用申込書に添付すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1.共通基準と証明方法

(1) 製品は、製品に使用する全ての材料が、別表2に定める材料区分ごとの基準配合率をそれぞれ満たすこと。ただし、金属を製品重量全体で80%以上使用する製

品については、これに加えて製造あるいは販売事業者（事業者団体を含む）などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、当該システムによって回収された製品の金属部分重量の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。ただし、「2.対象」の「83 14-マットレス（運動用を除く）」に該当する製品は、本項目を適用しない。

基準配合率（再生材料など配合の下限値） ＝1材料区分における再生材料などの重量／当該材料区分の重量×100(%) ＜製品を構成する全ての材料区分に適用＞

注）上記において、別表2に定める1材料区分が、小付属（ねじ、ダボ、ボルト、蝶番など製品の機能上必要な小さな部品）のみで構成される場合は、当該材料区分の基準配合率は問わないものとする。

【証明方法】
別表2に定める原料の材料区分ごとの配合率をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。
原料が木材および木質材料（エンジニアリングウッド）である場合は、原料事業者（木材伐出事業者、建築解体木材回収事業者など）が発行する、当該原料が再・未利用木材、廃植物繊維のいずれかであることの原料証明書を提出すること。ただし、原料事業者が10社を超える場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位10社の証明書を提出すればよい。
原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真（間伐が行われたことがわかるもの）を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。
原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。

- 森林の種類（天然生林、人工林など）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- どのような状況（病中獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材である、など）で産出された木材であるか。小径材については施業方法、末口径などを報告すること。

これに加えて、該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類を併せて提出すること。当該森林認証は、以下の表を満たしているものであること。

表　森林認証について

認証の基準について	経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ21および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。
	確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。
	全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。
認証組織・団体について	公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。

また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

原料がプラスチックである場合は、再生材料の原料事業者（再生材料回収事業者など）が発行する原料証明書を提出すること

原料が繊維である場合は、紡績事業者の発行する原料（原料名、原料供給事業者名など）証明書を添付すること。

原料が紙である場合は、製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率の証明書を提出すること（証明書には古紙パルプ配合率の最低保証値を記載するものとする）。

原料がガラスである場合は、ガラスカレット利用率をエコマーク商品認定・使用申込書に明記すること。

いずれの原料も、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品の「ブランド名」および「認定番号」をエコマーク商品認定・使用申込書に記載することで、基準への適合の証明とすることができる。

本項に該当する製品のうち金属を製品重量全体で80%以上使用する製品は、上記の証明書に加え、別紙の証明書および資料を提出すること。

(2)　製品の製造にあたって、別表3に掲げる特定フロン(ＣＦＣ５種)、その他のＣＦＣ、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（ＨＣＦＣ）を使用しないこと。

【証明方法】

本項目への適合理由をエコマーク商品認定・使用申込書に説明記述すること。

(3)　申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大

気汚染水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3)記録文書の保管について定めたもの
4)再発防止策(今後の予防策)
5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(4) 製品の最終製造・組立工場において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」における第一種指定化学物質を申込製品に処方構成成分として使用している場合は、その旨を報告すること。

【証明方法】
製品の最終製造・組立工場の長が発行する該当物質の添加の有無を記載したリストを提出すること。

(5) 製品はハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。本項は着色剤、フッ素系添加剤、難燃剤、接着剤、コンセントなどの電装品については適用しない。

【証明方法】
ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物（着色剤、フッ素系添加剤を除

く）の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(6) 塗料は、エコマーク商品類型№126「塗料Version2」の「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第(3)項、および第(4)項に定める重金属および重金属化合物について、基準（添付資料1）に適合していること。

【証明方法】
エコマーク商品類型No.126「塗料Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料1の関連する部分だけでよい)。ただし、エコマーク商品類型No.126「塗料Version2」で認定を受けた塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(7) 屋内家具の製造に使用する接着剤（組立て式の家具（製品購入後に、ユーザ自身が組み立てることを前提に販売される家具）に添付されている接着剤を含む）は、ホルムアルデヒドの放散のないもの、または日本工業規格（JIS）に規定されているホルムアルデヒド放散量基準のF☆☆☆☆の認定を受けたもの、またはこれと同等のものを使用すること。

【証明方法】
JIS規格に定める試験結果またはF ☆☆☆☆等級であることの証明書、あるいはその写しを提出すること。

(8) 塗料、接着剤、木質材料（エンジニアリングウッド）のいずれかを使用する製品は、ユーザ自身が行なえるシックハウス対策（適切な換気の励行）として、別表4に掲げる情報を、取扱説明書、製品ラベル、パンフレットなどユーザが容易に参照できる媒体に記載していること。

【証明方法】
別表4に定める情報を記載した該当部分を提出すること。

(9) 申込者は、エコマーク認定製品の修理を行なう体制を整備していること。体制の整備は、次のいずれかまたは両方によること。①製品は修理が可能であり、申込製品の生産中止後、最低10年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。②ユーザが破損した部品を交換できるよう工夫されており、当該交換用部品の供給期間が生産終了後、最低10年間確保されていること。ただし、単一部材のみで構成される製品（例えば、プラスチックの成型品など）は、本項目を適用しない。

【証明方法】
エコマーク認定製品の修理を行なう体制を整備していることの証明として、次のいずれかの証明書または資料を提出すること。

①申込製品の生産中止後10年間以上は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うことに関する証明書を提出すること。
②下記4-1.(10)の証明書に加え、次の証明書および資料を提出すること。
・交換用部品の供給期間が、申込製品の生産終了後10年間以上確保されていることに関する説明書
・ユーザが交換用部品を発注した時点から、交換用部品が手元に届くまでの処理の流れと必要日数に関する説明書

(10) 別表5に掲げる情報を、取扱説明書、製品ラベル、パンフレットなどユーザが容易に参照できる媒体に記載していること。

【証明方法】
別表5に定める情報を記載した該当部分を提出すること。

(11) 製品は使用後、個々の部品および小付属に分解が可能なこと。

【証明方法】
使用後の分解方法をエコマーク商品認定・使用申込書に説明記述すること。

(12) 製品の包装は、省資源について配慮がされていること。また、異種材料間の分別が可能であること。

【証明方法】
本項目に適合していることの証明書を提出すること(付属証明書)。

(13) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の包装への添加の有無を、エコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(14) 屋内家具は、トルエン、キシレンを処方構成成分として添加しないこと。ただし、塗料については適用しない。製品出荷時にこれらの物質の放散が低減されるよう、配慮を行なっていること。

【証明方法】
トルエン、キシレンの添加の有無（塗料を除く）をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。該当物質の製品出荷時における残留を低減するための対策（製品出荷までの養生期間、養生方法など）を、エコマーク商品認定・使用申込書に説明記述すること。

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す「材料に関する基準」をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ねじ、ダボ、ボルト、蝶番など製品の機能上必要な小さな部品）には、以下に示す「材料に関する基準」を適用しない。

A. 木材および木質材料（エンジニアリングウッド）

（15） 屋内家具に使用する木質材料（エンジニアリングウッド）は、ホルムアルデヒドの放散のないもの、またはJIS規格およびJAS規格に規定されているホルムアルデヒド放散量基準のF☆☆☆☆の認定を受けたもの、またはこれと同等のものを使用すること。つまり、以下の数値基準を満たしていること。

- JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大値：0.4mg/l 以下であること。
  あるいは、
- JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法ー小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が 5μg/(㎡･h)以下であること。
- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材など、JAS 規格に定められる製品・材料にあっては、該当する個別の JAS 規格に定められたガラスデシケータ法あるいはアクリルデシケーター法により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大値：0.4mg/l 以下であることを数値基準として用いてもよい。

【証明方法】
木質材料からのホルムアルデヒド放散量について、JIS規格またはJAS規格に定める試験結果を提出すること。試験方法は、JIS A 1460建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法―デシケーター法、JIS A 1901建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法―小形チャンバー法、または個別のJISあるいはJASに定める方法による測定結果が基準値を満たすことを示す試験結果を提出すること。JIS規格またはJAS規格によりF☆☆☆☆等級の表示が認められた材料および製品にあっては、当該等級であることを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。また、JAS規格により非ホルムアルデヒド系接着剤使用の表示を認められた材料および製品にあっては、それを証明する書類あるいはその写しを提出することで試験結果に替えることができる。

（16） 製品は木材保存剤（木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤）を処方構成成分として添加していないこと。ただし屋外家具は、木材保存剤の使用を認める。使用する木材保存剤は、（社）日本木材保存協会の認定を受け

ていること。

【証明方法】
木材保存剤の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。これらを添加している場合は、薬剤使用理由および薬剤が（社）日本木材保存協会の認定を受けていることおよび解説D-8 (2) に示す使用禁止物質が処方されていないことの証明書を提出すること。

(17) 建設発生木材のうち、建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）を原料として使用する場合は、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。製品中の建築解体木材を使用した部分の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第四に挙げられた六価クロムおよびヒ素の含有量基準を満たすこと。

【証明方法】
建築解体木材を分別していること、あるいは使用のないことの証明書（作業マニュアル、工程フローなど）を提出すること。建築解体木材を使用する場合は、第3者試験機関または公的機関により実施された試験結果を提出すること。

(18) 木材および木質材料に、再・未利用木材以外の木材が使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。

【証明方法】
林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者もしくは材料供給者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者もしくは材料供給者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
② 事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書
③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法（合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。）、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、②にあっては関係団体の定める管理規範を、③にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別

管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

B. プラスチック

（19） プラスチックの成型において、カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

（20） エコマーク商品類型№118「プラスチック製品Version2」の「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第（8）項における重金属類等について、基準（添付資料2）に適合していること。

【証明方法】
エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料2の関連する部分だけでよい）。

（21） 重量が100g以上の合成樹脂部分は、JIS K 6999に従い材質表示をすること。

【証明方法】
プラスチックの材質表示部品のリストまたはJIS K 6999に従っていることの証明書を提出すること。

C. 繊維

（22） 繊維部分は、エコマーク商品類型№104「家庭用繊維製品Version2」の「4-1.環境に関する基準」別表1（添付資料3）に適合していること。

【証明方法】
エコマーク商品類型№ 104「家庭用繊維製品Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料3の関連する部分だけでよい）。ただし、エコマーク商品類型№104「家庭用繊維製品Version2」または№105「工業用繊維製品Version2」で認定を受けた生地などを中間部品として使用する場合は、当該製品の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

D. 紙

（23） バージンパルプ（間伐材、低位利用木材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く）が使用される場合、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。

【証明方法】
林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者もしくは製紙事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
② 事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書
③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法（合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。）、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、②にあっては関係団体の定める管理規範を、③にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

E. ガラス

（24） 素材となるガラスカレットは、エコマーク商品類型№124「ガラス製品Version2」B.板ガラスの「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第（4）項（添付資料4）に適合していること。

（25） ガラス着色剤を使用する場合は、エコマーク商品類型№124「ガラス製品Version2」B.板ガラスの「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第（5）項（添付資料4）に適合していること。

【証明方法】
エコマーク商品類型No. 124「ガラス製品Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料4の関連する部分だけでよい）。

F. 金属

金属としての付加的な材料に関する基準は設けない。

4-1-3. 個別製品に関する基準と証明方法

A.「マットレス」については、以下の基準項目を満たすこと。

（26） 以下のa.またはb.の要件のいずれかに適合すること。

a.製品に使用する全ての材料が、別表2に定める材料区分ごとの基準配合率をそ

れぞれ満たすこと。ただし、金属を製品重量全体で80%以上使用する製品については、これに加えて製造あるいは販売事業者（事業者団体を含む）などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、当該システムによって回収された製品の金属部分重量の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。

フェルトを使用する場合は、当該フェルト部分は未利用繊維または反毛繊維100%であること。ただし、フェルト部分にポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維を使用する場合は、未利用繊維または反毛繊維100%でなくてもよい。

b. 製造あるいは販売事業者（事業者団体を含む）などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、回収された製品重量全体の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。

【証明方法】
a.に該当する製品は、4-1-1.(1)の証明書に加え、フェルト部分へのポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維の使用の有無を、エコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。これらを使用しない場合は、フェルト部分に対する、未利用繊維または反毛繊維の配合率を記載すること。
b.に該当する製品は、別紙の証明書および資料を提出すること。

B.グリーン購入法の特定調達品目の対象となる棚、収納用什器において、金属類が製品全体重量の95%以上使用されている製品については、以下の基準項目(27)～(30)を満たすこと。

(27) 収納庫(カルテ収納等の特殊用途は除く。)、または棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板については、以下の計算式により求めた機能重量の値が0.1以下であること。

機能重量 ＝ 棚板重量（kg）／ 棚耐荷重（kg）

【証明方法】
申込者または製造事業者は、付属証明書に棚板重量、棚耐荷重、機能重量を記載し、提出すること。

(28) 製品は、以下の計算式より求めた単一素材分解可能率の値が85%以上であること。

単一素材分解可能率（%） ＝ 単一素材まで分解可能な部品数 ／ 製品部品数 × 100

なお、次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

【証明方法】
申込者または製造事業者は、単一素材まで分解可能な部品数、製品部品数、単一素材分解可能率を記載し、提出すること。

（29）製品は従来品と比較して原材料の使用量の削減および部品・部材の軽量化・減量化（リデュース配慮設計）がなされていること。

【証明方法】
申込者は、基準項目に適合の有無を付属証明書に記入の上、適合することの説明文書を提出すること。

（30）製品は再生可能な材料の使用（リサイクル配慮設計）をしていること。

【証明方法】
申込者は、再生可能な材料の使用の有無および材料名を付属証明書に記載すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

（31）製品の品質および安全性については、該当するJIS規格（マットレスについては、寸法は問わない）またはJAS規格または業界の自主的な規格などに適合していること。また、製造段階における品質管理が十分になされていること。消費生活用製品安全法が適用される製品にあっては、法規に適合していること。

【証明方法】
該当する品質規格または類似の品質規格に適合していることを証明する試験結果（JIS認定工場の写しでもよい）、または業界の自主的な規格などに適合していることを証明する資料を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分は、「2. 適用範囲」に示す日本標準商品分類「中分類 83－家具」に基づく 5 桁分類（別表 1 参照。ローパティション、コートハンガー、掲示板、ホワイトボードについては、製品機能別の種類区分毎とする）で、かつ、ブランド名（商品名）毎とする。色調、大小による区分は行なわない。ただし、製品の材料構成が異なるものについては別途申込をすること。

(2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011 年 3 月 1 日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（B タイプの表示）を行うことも可とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、「修理体制が整っている」と記載すること。また、木質材料（エンジニアリングウッド）、接着剤のいずれかを使用する製品については、エコマークの近傍に「ホルムアルデヒドの放散」と記載し、木質材料（エンジニアリングウッド）、接着剤の使用の有無に従い、実施した試験方法により「（木質材料）平均値 0.3mg/l 以下」または「（木質材料）5μg/（㎡・h）以下」、「（接着剤）5μg/㎡・h 以下」と列記すること。

製品重量全体に対する金属材料の使用割合が 100%の製品、および 4-1-1.(24) の b に該当する製品については、上記に加え、二段目に「使用後回収リサイクルされる」と記載すること。

なお、エコマーク商品類型 No.68「部品の交換修理の容易な事務用椅子」、No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、または No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の認定商品であって、2005 年 4 月 1 日以降に本商品類型で使用契約を締結する認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

以下に一例を示す。

［基本となる表示の例］

（株）××××（エコマーク使用契約者名）

ホルムアルデヒドの放散
（木質材料）平均値 0.3mg/l 以下
（接着剤）5μg/㎡・h 以下

エコマーク認定番号
第〇〇〇〇〇〇〇〇号　（数字のみでも可）

［製品重量全体に対する金属材料の使用割合が 100％の製品、および 4-1-1.(26)の b に該当する製品の例］

（株）××××（エコマーク使用契約者名）

ホルムアルデヒドの放散
（木質材料）平均値 0.3mg/l 以下
（接着剤）５μg/㎡・h 以下

エコマーク認定番号
第〇〇〇〇〇〇〇〇号　（数字のみでも可）

2004 年　7 月　1 日　制定（Version1.0）
2004 年 10 月 14 日　改定（別表 5、解説 2.対象、E－7(2)）（Version1.1）
2006 年 10 月 19 日　改定（4-1.(5)、5、6.(2)、解説 E－5）（Version1.2）
2007 年　4 月　1 日　改定（4-1.(18)(23)、解説 A－1）（Version1.3）
2007 年 10 月　5 日　有効期限延長
2008 年　6 月　9 日　改定（4-1-3.B、解説 2、A-1(8)、E-7(1)）（Version1.4）
2008 年　8 月 21 日　改定（4-1-1.(3)環境法規）（Version1.5）
2009 年　4 月 28 日　改定（(4-1-3.B)（27)、古紙関連の定義(Version1.6)、有効期限延長）
2011 年　3 月　1 日　改定（マーク表示について Version1.7）
2012 年 10 月　1 日　改定　(5.(3)(4)削除など Version1.8)
2014 年　4 月 1 日　改定（産業古紙の定義など　Version1.9）
2015 年　4 月 1 日　有効期限延長
2019 年　6 月 30 日　有効期限

本商品類型の認定基準は必要に応じて改定を行うものとする。

別表1　対象製品分類（日本標準商品分類(**中分類83－家具**)より）

分類番号		商品項目名
83	**01**	**たんす**
83	011	和たんす
83	0112	整理たんす
83	012	洋たんす
83	013	整理たんす(チェスト)
83	**02**	**戸だな**
83	021	飾り戸だな(すみ(隅だなを含む。)
83	022	書籍戸だな(本箱を含む。)
83	023	サイドボード(カップボード)
83	024	食器戸だな(水屋、はえ帳を含む。)
83	025	茶だな(茶だんす)
83	026	整理戸だな類
83	027	陳列戸だな
83	028	げた箱
83	029	その他戸だな
83	**03**	**たな**
83	031	書だな
83	032	飾りだな
83	033	陳列だな
83	034	整理だな
83	039	その他のたな
83	**04**	**箱**
83	041	衣類整理箱
83	042	裁縫箱
83	043	がん(玩)具箱
83	044	レコードキャビネット
83	045	事務用整理箱
83	049	その他の箱
83	**05**	**フォノキャビネット**
83	051	ラジオキャビネット
83	052	テレビキャビネット
83	053	ステレオキャビネット
83	059	その他のフォノキャビネット
83	**06**	**机**
83	061	座机
83	062	立机
83	063	学校用机
83	**07**	**テーブル(卓子)**
83	071	座卓
83	072	立卓
83	**08**	**鏡台**
83	081	一面鏡台
83	082	三面鏡台
83	00	姫鏡台
83	084	姿見(脚付き)
83	085	壁掛け鏡
83	086	ドレッサー
83	089	その他鏡台

83	**11**	**台**
83	111	調理台
83	112	配ぜん(膳)台
83	113	流し台
83	114	ガス台
83	115	作業台
83	116	実験台
83	117	陳列台
83	118	売場台(カウンターを含む。)
83	119	その他の台
83	**12**	**いす(椅子)及び腰掛け**
83	121	ソファー(1人用ひじなし)
83	122	スツール
83	123	座いす
83	124	小いす
83	125	ひじ掛けいす(ソファーを含む。)
83	126	長いす(ソファーベンチを含む。)
83	127	寝いす(安楽いすを含む。)
83	128	乳幼児用いす
83	129	特殊用途のいす
83	**13**	**ベッド**
83	131	普通ベッド
83	132	ハリウッドベッド
83	133	二段ベッド
83	134	ベビーベッド
83	135	スタディオベッド
83	136	コンバーチブルベッド
83	137	特殊用途のベッド
83	138	ベッド用部品
83	139	その他のベッド
83	**14**	**マットレス(運動用を除く。)**
83	141	スプリングマットレス
83	142	フォームマットレス
83	143	ウォーターマットレス
83	149	その他のマットレス(運動用を除く。)
83	**16**	**ロッカー**
83	161	更衣用ロッカー
83	162	物品用ロッカー
83	**17**	器物台
83	171	花器台
83	172	植木台
83	173	電話台
83	174	置物台
83	175	テレビ台
83	176	囲碁・将棋盤用の台
83	177	見台
83	179	その他の器物台
83	**18**	**衣こう(桁)つい(衝)立及びびょうぶ(屏風)**
83	**21**	**帽子掛け及びかさ(傘)立**
83	**22**	**ベビーサークル及び揺らん**

83	**23**	**サービスワゴン**
83	231	木製サービスワゴン
83	232	金属製サービスワゴン
83	239	その他のサービスワゴン
83	**24**	**本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック**
83	241	木製本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック
83	242	金属製本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック
83	249	その他の本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック
83	**25**	**黒板**
83	**28**	**教壇及び演壇**
83	**31**	**ふみ台**

備考）83 21「帽子掛け及びかさ（傘）立」および83 22「ベビーサークル及び揺らん」は、それぞれの商品を一申込区分として扱う。

その他の家具

ー	ー	ローパーティション
ー	ー	コートハンガー
ー	ー	掲示板
ー	ー	ホワイトボード

別表2 材料区分ごとの基準配合率[原料／材料（%）]

材料区分	原料	基準配合率（製品重量全体に対する金属材料の使用割合[注1)]）	
		50%以上の製品	50%未満の製品
木材および木質材料（エンジニアリングウッド）	① 再・未利用木材、廃植物繊維、ならびにこれらの材料を使用した木質ボード[注2)]	100%	30%以上
プラスチック	② 再生プラスチック	10%以上	30%以上
繊維	③ 未利用繊維 反毛繊維	50%以上[注3)]	
	ポリマーリサイクル繊維 ケミカルリサイクル繊維		
紙	④ 古紙パルプ	50%以上 （ただし、板紙または段ボールを使用するものは、併せて、当該部分の古紙パルプ配合率が板紙は90%以上、段ボールは100%であること。）	
ガラス	⑤ ガラスカレット	10%以上	
事務用椅子などの背・座面のメッシュ構造[注4)]	⑥ ポリマーリサイクル繊維 ケミカルリサイクル繊維	10%以上[注3)]	

注1）金属材料の使用割合の算出にあたって、塗料および接着剤の重量は含めなくてよい。
注2）繊維板などの木質ボード類については、表面化粧などの後処理をボード全体の５％（重量割合）まで認める。重量割合とは、製品を気乾状態[*1]又は２０±２℃、湿度６５±５％で、恒量[*2]に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。
*1：通風のよい室内に７日間以上放置したものをいう。
*2：24時間ごとの質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注3）ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率５０％を満たすこととする。
（Ａ×Ｂ＋Ｃ×Ｄ）／１００
Ａ＝　ケミカルリサイクル繊維材料の繊維部分全体での比率（%）
Ｂ＝　ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率（%）
Ｃ＝　ポリマーリサイクル繊維材料の繊維部分全体での比率（%）
Ｄ＝　ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率（%）

注4）事務用椅子などの背・座面の構造体であって、合成樹脂100%のものをいう。

備考）軟質ポリウレタンフォーム(ポリオールとポリイソシアネートとを主成分として、発泡剤、整泡剤、触媒、着色剤などを混合し樹脂化させながら発泡させたもので、気泡が連通し柔らかくて復元性のあるもの)は、上記材料区分に含まないものとして計算してよい。チップウレタンなどは、プラスチックとしてカウントする。

別表３

特定フロン（ＣＦＣ５種）	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のＣＦＣ	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン

	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン （ＨＣＦＣ）	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

別表4　適切な換気の励行に関する情報の取扱説明書等への記載（例）

１．製品購入時の注意事項
　「購入当初は、化学物質の発散が多いことがあります。しばらくの間は、換気や通風を十分行うように心掛けてください」などの表現を記載すること。

２．温度や湿度の変化による換気の励行
　「室内が著しく高温多湿となる場合（温度 28℃、相対湿度 50%超が目安）には、窓を閉め切らないようにしましょう」などの表現を記載すること。

（国土交通省住宅局パンフレット「快適で健康的な住宅で暮らすために」より作成）

別表5　製品の長期使用に役立つ情報などに関する取扱説明書などへの記載事項

必須記載事項

１．製品の長期使用に役立つ情報
1)修理に関する情報
－利用者自身で行なえるトラブルへの対処方法
－修理の範囲（サービス内容）
－修理に必要な期間
－修理に関する窓口の連絡先、問合せ先

選択記載事項（ユーザ自身による部品交換が可能な製品のみ記載）

２．部品交換のために必要な情報
－補修用部品の入手方法
－補修用部品の供給年数
－交換が可能な部品
－部品の交換方法
－部品交換に関する問合せ先

３．部品交換が可能であることのユーザへの周知
「本製品はお客様自身による特定部品の交換が可能です」などの表現を**ユーザが明確に認識できる**よう記載し、特定部品の交換が可能であることの周知をはかること。

［添付資料1］

№126「塗料 Version2」より

(3) 製品は、防腐剤（防かび剤を含む）の含有量が製品全体の重量比で 0.5%以下であること。抗菌剤を使用する場合には、「抗菌塗料製品管理のためのガイドライン」（社団法人 日本塗料工業会）に基づいて管理され、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

【証明方法】
防腐剤の添加の有無を付属証明書に記載すること。また、防腐剤の MSDS、CAS 登録番号を提出すること。抗菌剤を使用する場合は、付属証明書に適合状況を記載し、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

(4) 製品の処方構成成分として表 4 に示す化学物質を添加していないこと。

表 4　塗料において使用を制限する化学物質

カドミウム	4-オクチルフェノール
水銀	ビスフェノール A
六価クロム	フタル酸ブチルベンジル
鉛	フタル酸ジエチル
ヒ素	ホルムアルデヒド
アンチモン	フタル酸ジ-n-ブチル
トリブチルスズ	テトラデカン
トリフェニルスズ	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
アルキルフェノール	アセトアルデヒド
ノニルフェノール	ポリブロモビフェニル（PBB）
ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）	短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50%以上）

【証明方法】
該当物質の添加の有無記載リストを提出すること。

［添付資料2］

№118「プラスチック製品 Version2」より

(8) 製品の処方構成成分としてカドミウム(Cd)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr^{6+})、水銀(Hg)およびそれらの化合物を添加しないこと。また、難燃剤としてポリブロモビフェニル（PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13､含有塩素濃度が 50%以上)を処方構成成分として添加しないこと。

抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

【証明方法】［申込者］
製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。難燃剤を使用する場合には、ポリブロモビフェニル（PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加しないことを示す証明書を提出すること。抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

［添付資料3］

№104「家庭用繊維製品 Version2」より
「4. 認定の基準（該当する項目の抜粋)」

(4) 製品の各種加工(防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白)について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。毛製品は上記加工についての配慮に加え、ディルドリン・DTTB使用加工については厚生省令34号（30ppm以下）へ適合していること。(別表1参照) 難燃剤を使用する場合は、ポリブロモビフェニル（PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE)、短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上）の難燃剤を含まないこと。また、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク等の認証を受けていること。

【証明方法】
製品の加工の有無を付属証明書に記載すること。加工がある場合は、付属証明書に従って加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

別表1

繊維製品における化学物質の基準

以下に示す物質について、対象製品毎の基準値に示す条件に適合すること。

証明方法として、記号 1 に定める物質については、防かび加工の有無を記述すること。防かび加工がなされている製品は、加工剤を記述すること。記号 2 に定めるホルムアルデヒドについては、厚生省令 34 号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。記号 3 に定める物質については、毛製品であることの有無を記述すること。毛製品は、当該物質の厚生省令 34 号への適合を説明する証明書を提出すること。記号 4 に定める物質については、防炎加工の有無を記述すること。防炎加工がなされている製品は、加工剤を記述、もしくは防炎物品または防炎製品であることの証明書を提出すること。

記号	名称	基準値	試験方法	対象製品
1	有機水銀化合物 ﾄﾘﾌｪﾆﾙすず化合物 ﾄﾘﾌﾞﾁﾙすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品

2	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	検出しないこと	厚生省令 34 号	乳幼児用(生後 24 月以下)、おむつなど
		75ppm 以下		直接肌に触れる可能性の高い製品(寝具、タオル、中衣・下着用紡織基礎製品など)
		300ppm 以下		その他製品（屋外に設置される製品は本項目を適用しない）
3	ﾃﾞｨﾙﾄﾞﾘﾝ DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号	全製品
4	APO TDBPP ﾋﾞｽ(2・3-ｼﾞﾌﾞﾛﾑﾌﾟﾛﾋﾟﾙ)ﾎｽﾌｪｲﾄ化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品

参考:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

以下に示す加工について、加工時の配慮事項に示す条件に適合すること。
証明方法として、各加工の有無を記述すること。

加工の名称	加工時の配慮事項
蛍光増白加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう十分注意すること。乳幼児用製品には、できる限り加工を避けること。
難燃加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう配慮すること。
柔軟加工	
衛生加工	人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は、自粛すること。
製品漂白加工	製品漂白加工を企画する場合は、製品の安全性を確認した上で製品化すること。

参考：47 繊局第 569 号通商産業省繊維雑貨局長
48 生局第 289 号通商産業省生活産業局長
63 生局第 226 号通商産業省生活産業局長

以下の①、②および③に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。
羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。
証明方法として、製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料
（ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの）

発癌性ランク（Ａ１）		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（Ａ２）		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)

119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-xylidine	2B(NTP,IARC)
60-09-3	4amino-azo-benzen	C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC),ECOTEX
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC),ECOTEX
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC),ECOTEX
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) ,ECOTEX
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ECOTEX

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD,ECOTEX
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD,ECOTEX
12223-01-7	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD,ECOTEX
61951-51-7	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD,ECOTEX
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD,ECOTEX
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	CI 11132	ETAD,ECOTEX
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD,ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	ECOTEX
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	ECOTEX
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	ECOTEX
12222-97-8	C.I. DISPERSE BLUE 102		ECOTEX
2581-69-3	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	CI 11132	ECOTEX
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	ECOTEX
3179-89-3	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	ECOTEX
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	ECOTEX
6373-73-5	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		ECOTEX

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
ECOTEX STANDARD 100

［添付資料4］

№124「ガラス製品 Version2」より

(4) 製品に使用される添加剤（着色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
当該物質の使用有無を付属証明書に記入のうえ、添加剤（着色剤など）の製造事業者の発行する成分表、または MSDS (化学物質等安全データシート)を提出すること。

(5) 製品は、安全性（カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンの溶出）について検証され､説明されていること。当該物質の溶出量については、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年、環境省令第 29 号）別表第三の溶出量基準を満たすこと。

【証明方法】
製品からの当該物質の溶出について､第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

別　紙

回収・リサイクルシステムに関する証明書類

１．回収・リサイクルシステムの概要

回収・リサイクルシステムの整備は、許可を受けた収集運搬業者／処分業者が行うか、または「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令などに違反しない方法によること。

例１）メーカまたは販売事業者が「再生利用認定制度」または「広域認定制度」の認定を受けている場合

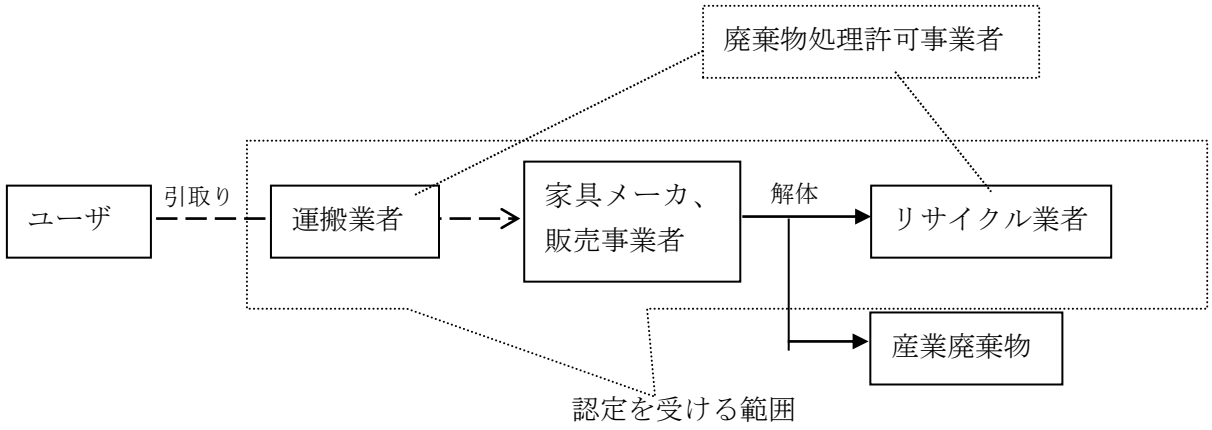

例２）許可を受けた収集運搬業者／処分業者とのネットワークを活用したシステム

ユーザからの引取り要請にもとづき、エコマーク認定会社が窓口となり、契約した許可を受けた業者にて対応、または許可を受けた業者を紹介する。

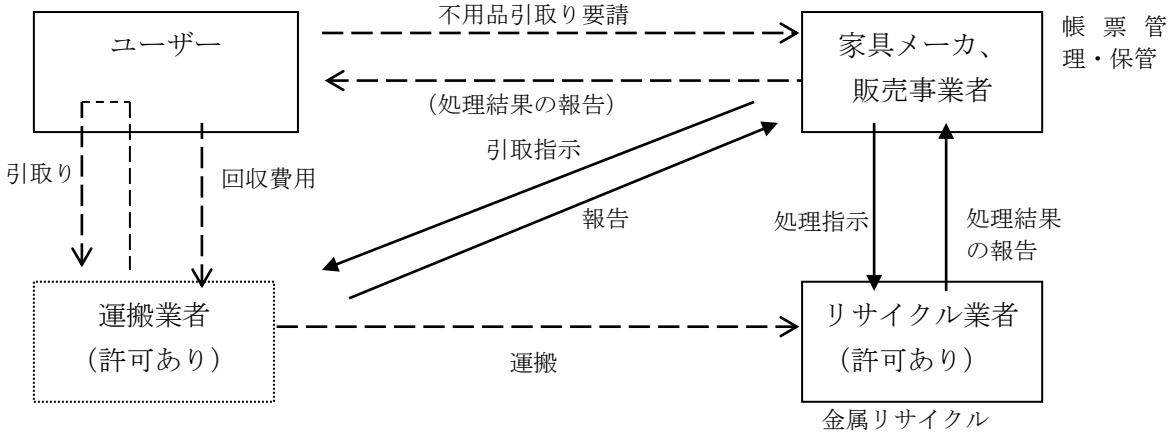

２．必要な証明書類

(1) 回収フローの説明
・回収フロー図

(2) 処理フローの説明
・処理フロー図
・リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書、リサイクルの用途など、マテリアルリサイクル部分が 90%以上であることを示す説明資料

(3) 回収・リサイクルシステム適用地域

(4) 回収、リサイクルを行う事業者（中間処理業者含む）のリストおよび各事業者の許可の有無（許可が不要の場合は、その理由）

(5) ユーザへの情報提供（取扱説明書、および製品本体への表示が必須）
・ユーザ（引取依頼者）の回収費用、処理費用負担の有／無
・回収要請の連絡先
・使用後に回収・リサイクルすることの明示

（製品本体への表示例）

> 不要になった製品の引き取りをご希望の場合は、当社窓口にご連絡ください。有料にてお引き受け、または適切な業者を紹介します。回収した製品は、適正にリサイクルされます。
> 電話〇〇－××××－△△△△

(6) 管理体制
・回収結果、処理結果の把握方法
・回収・処理事業者への紹介を行う場合には、その連絡・指示系統の説明
・回収・処理状況の管理（帳票保管など）

(7) 過去の回収・リサイクル実績の有／無（実績がある場合には、実際の回収実績を報告（エコマーク認定製品に限らず、会社総体の実績でもよい））

※「再生利用認定制度」または「広域認定制度」の認定を受けているケースであれば、上記のうち(1)(3)(4)(6)は満足する。その場合は、認定証の写しを添付することで、証明に代えることができるものとする。

以上